



平成 27 年 8 月 7 日

各 位

会社名 西川計測株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 勝彦
(コード番号：7500 JASDAQ)
問合せ先 経営企画部長 小林 俊弥
電 話 03-3299-1331 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 7 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 29 日開催予定の当社第 80 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 27 年 7 月 27 日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、平成 27 年 9 月 29 日開催予定の当社第 80 回定時株主総会の承認を条件として、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定しております。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行取締役でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、業務執行取締役でない取締役についても、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 27 条の一部を変更するものであります。なお、本改正につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う所要の変更および文言の整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 9 月 29 日 (火)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 9 月 29 日 (火)

以 上

別紙（下線は変更箇所を示します）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条（条文省略）</p> <p>（機 関）</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 17 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>（員 数）</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 8 名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. （条文省略）</p> <p>3. （条文省略）</p> <p>（任 期）</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（新設）</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条（現行どおり）</p> <p>（機 関）</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 17 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>（員 数）</p> <p>第 18 条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は 8 名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>（任 期）</p> <p>第 20 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負</p> | <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の<u>必要がある</u>ときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によ</u>って定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|----------------------------------|
| 担する契約を締結することができる。 | が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 |
| | |
| <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> | (削除) |
| <p><u>(員数)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第28条 当社の監査役は4名以内とする。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(選任方法)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> | (削除) |
| <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(任期)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> | (削除) |
| <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> | (削除) |
| <p><u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | (削除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(報酬等)</p> <p><u>第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(招集通知)</p> <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>38</u>条（条文省略）</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>32</u>条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 <u>33</u> 条～第 <u>36</u> 条（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、第 80 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> |